

豊四季町会自主防災組織規約

(名称)

第1条 本組織は、豊四季町会自主防災組織（以下「防災組織」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災組織は、町会の協力のもとに住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことを目的とする。活動目的は地震や火災などの災害（以下「地震など」）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災組織の所在地)

第3条 防災組織の本部は、「豊四季町会公民館」に置く。

(事業)

第4条 防災組織は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震などに対する災害の防止に関すること。
- (3) 地震などの発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導など応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) 火災予防（運動）に関すること。
- (7) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(構成員)

第5条 防災組織は、豊四季町会内に居住する者をもって構成する。

(役員)

第6条 防災組織に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 支部長 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

2 役員は、町会の推薦による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、防災組織を代表し、防災本部を統括し、地震などの発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 支部長は、防災本部の構成員となり、防災本部の運営にあたる。

4 会計は、防災本部の会計を行う。

5 会計監査は、会計の監査を行う。

(総会)

第8条 総会は、町会の総意をもってこれにあてる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他総会で審議することが必要と思われる事。

(幹事会)

第9条 幹事会は、防災組織役員によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 総会から委託された事項

(3) その他幹事会が特に必要と認めた事項

(防災計画)

第10条 地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項

(2) 防災知識の啓蒙に関する事項

(3) 防災訓練の実施に関する事項

(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救護、避難誘導に関する事項

(5) その他必要な事項

(会費)

第11条 防災組織の会費は、総会の決議を経て定める。

(経費)

第12条 防災組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第14条 監査は、毎年1回会計監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 会計監査は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和元年10月1日から実施する。

自主防災組織図

